

山田太郎 様

# 財産診断書

平成26年/シミュレーション①  
基準日：平成27年01月01日  
作成日：平成26年06月01日

*Property Report*

道下敏光税理士事務所

# 総括

平成26年/シミュレーション①  
基準日：平成27年01月01日  
作成日：平成26年06月01日

**固定性資産**  
3億4980万円



+

**流動性資産**  
1億1550万円



||

**資産総額 4億6530万円**

資産総額 4億6530万円

債務 0万円  
葬式費用 0万円

||

**財産総額 4億6530万円**

-

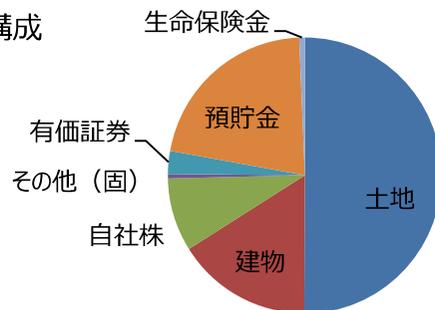
**相続税の納付税額 5053万円**  
(相続税額 8920万円)

※「相続税概算シミュレーション」で計算した概算の税額です。  
※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方によって変化します。

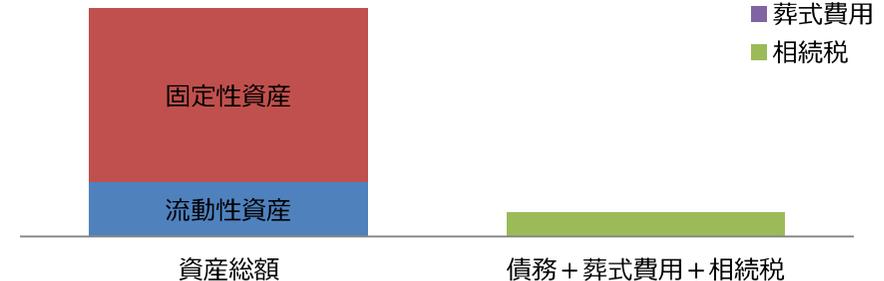
||

**税引後の財産 4億1477万円**

資産総額の構成



財産バランス

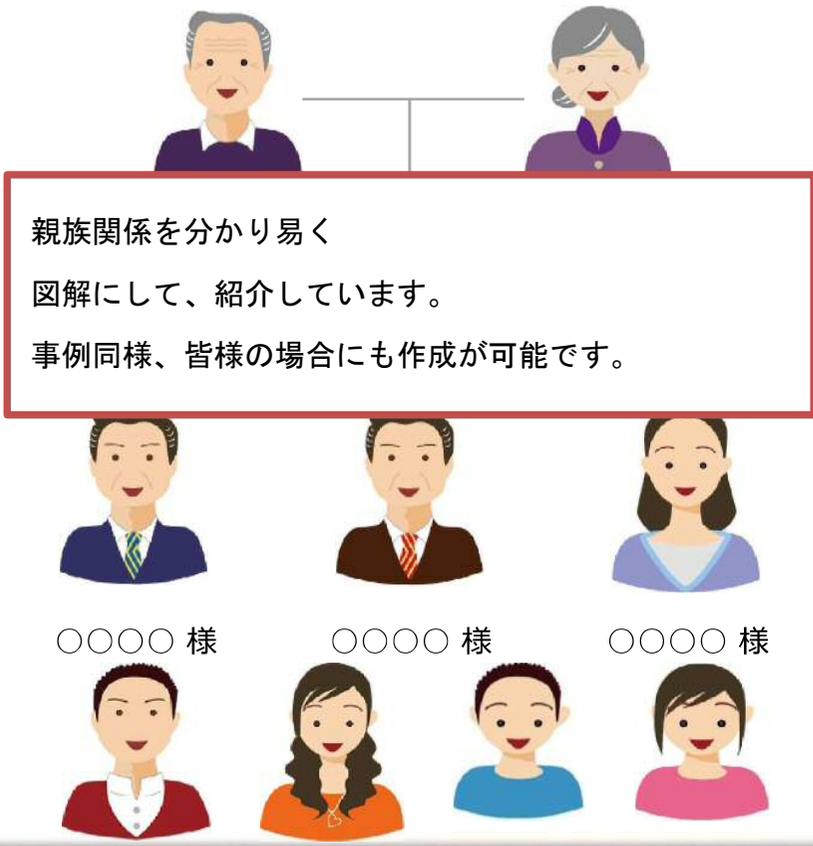


親族関係

平成26年/シミュレーション①  
 基準日：平成27年01月01日  
 作成日：平成26年06月01日

氏名	続柄	法定相続分	生年月日
山田太郎	様 本人	—	昭和25年1月1日
山田花子	様 配偶者	1 / 2	昭和27年2月2日
山田一郎	様 子	1 / 6	昭和47年5月5日
山田二郎	様 子	1 / 6	昭和49年8月8日
伊藤洋子	様 子	1 / 6	昭和51年11月11日

親族関係図



# 相続税の概算

平成26年/シミュレーション①  
 基準日：平成27年01月01日  
 作成日：平成26年06月01日

固定性資産	3億4980万円
流動性資産	1億1550万円
債務・葬式費用	0万円
<b>財産総額</b>	<b>4億6530万円</b>

## 相続税額の計算のための加算・減算

①小規模宅地等の減額	-4488万円
②非課税金額	-300万円
③生前贈与加算額	0万円
④基礎控除額	-5400万円
<b>相続税額</b>	<b>8920万円</b>
贈与税額控除・配偶者の税額軽減など	-3867万円
<b>相続税の納付税額</b>	<b>5053万円</b>

### ①小規模宅地等の減額

自宅や事業用の土地は、評価額を減額する特例が設けられています。

- ・特定居住用宅地等 減額割合：80% 限度面積：330㎡
- ・特定事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・特定同族会社事業用宅地等 減額割合：80% 限度面積：400㎡
- ・貸付事業用宅地等 減額割合：50% 限度面積：200㎡

### ②非課税金額

生命保険金、退職手当金は非課税枠があります。

- ・生命保険金 500万円×法定相続人の数
- ・退職手当金 500万円×法定相続人の数

### ③生前贈与加算額

- ・生前贈与加算額 = 3年以内の贈与財産 + 相続時精算課税制度適用財産
- ・3年以内の贈与は相続税の計算に含まれます。
- ※支払った贈与税は税額から控除されます。

### ④基礎控除額

- ・3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

※「相続税概算シミュレーション」で計算した概算の税額です。

※「相続税の納付税額」「相続税額」は分割の仕方に変化します。

## 税制改正シミュレーション

平成26年/シミュレーション①  
 基準日：平成26年12月01日  
 作成日：平成26年06月01日

	現行 (~平成26年12月31日)		改正後 (平成27年1月1日~)	差額 (改正後-現行)	
相続税額	8088万円	➡	8920万円	+832万円	増加
相続税の納付税額	4451万円	➡	5053万円	+602万円	増加
①小規模宅地等の減額	3264万円	➡	4488万円	+1224万円	
②基礎控除額	9000万円	➡	5400万円	-3600万円	
③未成年者控除・障害者控除	0万円	➡	0万円	0万円	

## 税制改正の変更点 (平成27年1月1日~)

## ①小規模宅地等の減額

- ・特定居住用宅地等の限度面積  
 現行：240㎡ → 改正後：330㎡
- ・特定事業用宅地等（400㎡）と  
 特定居住用宅地等（330㎡）の併用が可能に

## ②基礎控除額

現行：5000万円 + (1000万円×法定相続人の数)  
 改正後：3000万円 + (600万円×法定相続人の数)

## ③未成年者控除・障害者控除

現行：6万円/年 → 改正後：10万円/年  
**特別障害者控除**  
 現行：12万円/年 → 改正後：20万円/年

## ●税率構造

現行：6段階（10%、15%、20%、30%、40%、50%）  
 改正後：8段階（10%、15%、20%、30%、40%、45%、50%、55%）

※「相続税概算シミュレーション」の条件で計算した概算の税額です。 ※「相続税額」「相続税の納付税額」は分割の仕方で変動します。

## 2次相続シミュレーション

平成26年/シミュレーション①  
 基準日：平成27年01月01日  
 作成日：平成26年06月01日

配偶者の取得割合 (1次)	配偶者の取得財産 (1次)	1次相続 納付税額		2次相続 納付税額	納付税額 合計
		配偶者	子		
100%	4億1742万円	4460万円	0万円	4460万円	1億1808万円
80%	3億3394万円	2676万円	1784万円	4460万円	8799万円
60%	2億5045万円	892万円	3568万円	4460万円	6068万円
50%	2億0871万円	0万円	4460万円	4460万円	4939万円
45%	1億8784万円	0万円	4906万円	4906万円	4241万円
40%	1億6697万円	0万円	5352万円	5352万円	3544万円
35%	1億4610万円	0万円	5798万円	5798万円	2846万円
30%	1億2523万円	0万円	6244万円	6244万円	2232万円
25%	1億0436万円	0万円	6690万円	6690万円	1766万円
20%	8348万円	0万円	7136万円	7136万円	1301万円
15%	6261万円	0万円	7582万円	7582万円	927万円
10%	4174万円	0万円	8028万円	8028万円	578万円
5%	2087万円	0万円	8474万円	8474万円	253万円
0%	0万円	0万円	8920万円	8920万円	20万円

※ 1次相続の財産は課税価格です。  
 ※ 相次相続控除は考慮していません。

※ 2次相続の税制：平成27年01月01日以後  
 ※ 小規模宅地等の減額は、取得割合によらず固定で計算しています。

### シミュレーションの条件

1次相続の財産 4億1742万円  
 配偶者の固有の財産 5000万円

※ 2次相続は、「配偶者が1次相続で取得した財産」に「配偶者の固有の財産」を加えた財産で計算しています。

### ■ 2次相続の詳細条件

小規模宅地等の減額 0万円  
 非課税金額 0万円  
 生前贈与加算 0万円  
 税額控除 0万円

### 1次 + 2次の納付税額の推移

